



# 父母説明会 学生生活について

---

学生生活におけるリスクについて。

学生支援本部 学生課

# 内容

## 1.「◆学生生活におけるリスクについて」

### リスク①

▽昼夜逆転の生活

### リスク②

▽心の病

### リスク③

▽成年年齢の引き下げ

### リスク④

▽アルバイト

### リスク⑤

▽交通事故(自転車)

### リスク⑥

▽悪質商法

### リスク⑦

▽SNSトラブル

### リスク⑧

▽その他

## 2.「◆相談窓口について」

①学生相談室

②学生サポート室

③健康管理室

## 3.「◆最後に」

①自立に向けて

②後援会について

# リスク① 昼夜逆転の生活

昼夜逆転の生活、原因は何か。

□ゲーム・インターネット(動画サイト・漫画サイトなど)

◆深夜・早朝までネットゲーム・ネットに夢中になってる学生は多い。

□深夜アルバイト

◆シフトに組み込まれて抜けられなくなっていないか。

⇒【結果として「成績不振」の始まりに繋がる】

(※授業欠席や授業における課題提出を後回し・溜め込んでしまう等)

『変調・変化の兆し』

□出欠状況の確認。

出欠状況は重要なサイン。

□観察(食事、言動・表情、部屋の様子)

□悩み・心の不調(対人恐怖・社会不安・不眠症・引きこもりへ)

『変調の兆しをキャッチし、“つなぐ”』

※変調・変化を感じたら、遠慮なく学生課・学生相談室に相談してください。

## リスク② 心の病 (青年期は、“自分”について考え、不安になり易い時期。)

### 【時代的な影響】

- ①我慢の経験が少ない
- ②スマートフォンの発達・普及
- ③コロナ禍において人(友人等)との接触機会の減少。
- ④低年齢からのいじめや競争などギスギスした関係



- ①対人恐怖(人が怖くて避けたい)
- ②社会不安(恥ずかしい体験をするのが怖い、不安)。
- ③逃げる(仮想空間への依存、不登校)。
- ④切れる(不満爆発、暴れる、自傷、他傷)。

学生生活において

「友人がいない・できない」「人間関係のトラブル」「学業不振」など

**不安が大きくなり、授業に出られなくなる・大学に来れなくなる**

## リスク② 心の病

大学生の年齢的な不安定さ、精神的な病気は特別なものではない。

●一旦引きこもると抜け出すのが大変→**早めに気づき声掛けが大切。**  
早めに対処できれば、周囲への「シャットダウン」や「動けなくなる」状態を予防できる。

●落ち込みが進むと、うつ病等になる危険性が高まる。

**※変調に気付いたら、声掛け（心配していることを伝える）によるご確認を！！**  
**学生相談室・学生課の連絡してください。**

▽学生相談室：046-291-3038   ▽学生課：046-241-9394

# リスク③ 成年年齢の引き下げ

民法の改正により、2022年4月1日から成年年齢が引き下げられました。

成年年齢が2022年4月1日から18歳に引き下げられました。

成年年齢の引き下げによって「変わること」と「変わらないこと」があります。

18歳（成年）になったらできること	20歳にならないとできないこと （これまでと変わらないこと）
<ul style="list-style-type: none"><li>● <u>親の同意がなくても契約できる。</u><ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>携帯電話の契約</u></li><li>・ <u>ローンを組む</u></li><li>・ <u>クレジットカードをつくる</u></li><li>・ <u>一人暮らしの部屋を借りる</u> など</li></ul></li><li>● 10年有効のパスポートを取得する。</li><li>● 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る。</li><li>● 結婚は、女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 飲酒をする。</li><li>● 喫煙をする。</li><li>● 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う。</li><li>● 養子を迎える。</li><li>● 大型・中型自動車運転免許の取得。</li></ul>

□ 契約を結ぶかどうかを決めるのも自分自身

□ 契約に対して責任を負うのも自分自身

※ 契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上で  
その契約が必要か検討する力を身につけることが重要

※ 「未成年者取消権」が行使できなくなる

※ 消費者トラブル注意

トラブルに巻き込まれた場合や困ったことが起きてしまった  
場合の相談窓口として、「消費者ホットライン188(いやや)！」  
が設置されています。

## リスク④ アルバイト

(アルバイトでのトラブルの有無)

- 労働契約上のトラブル
- 人間関係等のトラブル

(実際にあったトラブル事例)

- 辞めたいがやめられない。
- 無理やりシフトを組まれてしまう。
- シフトの変更をしてもらえない。
- 交代の社員が来なかったので授業に間に合わなかった。

「夕勤」または「夜勤」の約束で、アルバイトを始めたが、直ぐ「深夜勤」を強引にお願いされ、結局、「深夜勤」中心でシフトが組まれ、朝起きられなくなった・・・  
(相談事例より)



## おいしい・割の良いバイトには、要注意

SNSにより見つけた「高額収入」、「容易・簡単に稼げる」といった文言に騙される、魅力を感じてしまい応募

結果、「かけ子・出し子・受け子」となっていると知らず、特殊詐欺  
給付金詐欺の片棒をかついでしまう

# リスク⑤ 交通事故（被害者・加害者）～命の危険～

自転車自過失転倒事故が多数

## 自転車保険加入の勧め

※自動車任意保険、損害保険等の契約内容（特約）のご確認をお勧めします。

（自転車事故、加害者側に高額賠償命令）

神奈川県では**自転車保険の加入が義務**  
（ヘルメットは努力義務）

賠償額	事故の概要
9521万円	夜間の走行中、歩行中の女性（62歳）と正面衝突。 女性は頭蓋骨骨折等の傷害。意識不明
9266万円	昼間の走行中、対向車線を自転車で直進してきた男性（24歳）と衝突。 24歳男性へ重大な障害（言語機能の喪失等）
6779万円	夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点 に進入、横断歩道を横断中の女性（38歳）と衝突。 女性は脳挫傷等で死亡。
5438万円	昼間の走行中、信号表示を無視して高速度で交差点に進入 横断歩道を横断中の女性（55歳）と衝突。女性は頭蓋内損傷等で死亡。

# リスク⑥ 悪質商法（被害者・加害者）

悪質商法は、学生がターゲットとなり易い。

（典型的な手口）

1. 大学・バイト先の友人・先輩が勧誘者となり、「20代でかなり稼いでいるすごい人がいる。就活の勉強になるから話を聞かせたい。」などと言い、勧誘目的を告げずに喫茶店に誘い出す。
2. 喫茶店に商品の説明担当者が来て、「あるシステムを使って、先物取引をすれば、資産を増やせる。」などと言い、年間で数千万円もの収益をあげた実績表を見せる。  
また、商品購入後は、ミーティング、セミナー、イベントに参加でき、ここで育った経営者と会って話せる機会もあり、人脈が作れるなどと勧誘する。
3. お金がないと断る消費者には、消費者金融・学生ローンを勧める。借金に抵抗を示すと、フォロー担当（勧誘者の先輩）が合流し、「みんなお金を借りているし、投資で返していけばいい。」「すぐに返せる。」などと説得し、借金をして商品を購入することを決断させる。

4. 消費者金融等へは、勧誘者が同行し、現金56万円を借りさせる。その際、審査を通りやすくするために、収入等について嘘の申告をするよう指示する。その後、喫茶店で契約担当者が、**録音しながら契約書類等を読み上げ、契約を締結する。**

5. 証券会社の先物取引口座の開設には、十分な金融資産や投資経験等の条件があることを契約時に告げないため、消費者はこれらの条件を満たしていないことを知らずに契約してしまう。

6. クーリング・オフ期間が経過した頃、**友人を紹介すれば8万円の紹介料**を支払うと説明し、勧誘方法を教え込む。消費者は、投資の資金もなく、借金の返済も抱えているため、今度は勧誘者となって友人を誘わざるを得ない状況になる。

(その他)

- 健康食品販売
- 企業家セミナー（オーダースーツ）
- 外国為替証拠金取引（FX）ソフト
- 外貨両外機

ネットワークビジネスは、被害者を加害者に変えて学生間に拡散する。

# リスク⑦ SNSトラブル

SNSでのトラブルは、**未だ皆無ではない。**

○ネット上での不適切な書き込み行為。

○SNS上での不適切行為の暴露・炎上トラブル。



**SNS上での誹謗中傷から  
人間関係のトラブルに発展!!**



## リスク⑧ その他

### 大学生に多い犯罪行為

- 窃盗・占有離脱物横領罪：特に多いのが、自転車窃盗。
- 性犯罪
- ストーカー行為・DV
- 未成年飲酒
- 薬物乱用（違法ドラッグ）

### 迷惑行為

- 騒音
- 迷惑行為の動画配信

## 2.相談窓口について



### 学生相談室

学生相談室は、学生の皆さんが困ったときに気軽に相談できる場です。心や身体のこと、人間関係、学業や進路など様々な相談を受けつけています。秘密も守りますので安心して話して頂けます。状況に応じご本人の同意を得て、他部署や教員との協力、医療機関への紹介など、ご本人の困りごとに対応をいたしております。

またご家族からのご相談もお受けしております。近年ご家族からのご相談も増えており、ご本人の来室のきっかけになる例も少なくありません。「大学生になって親が出るのは」と躊躇されず、お気軽にご相談ください。

#### 「ハラスメント相談」

学生相談室は、ハラスメント相談の窓口になっています。ハラスメントにあたるかどうかわからなくてもかまいません。プライバシー保護には細心の注意を払いつつ対応いたします。お子様が困っていたら相談をお勧めください。ご本人の相談が難しければ、ご家族からでも結構です。詳しくは「ハラスメントガイドライン KAITで学ぶすべての人へ」をご参照ください。

## 【学生相談室の利用に関して】

感染対策に留意し、対面相談を中心に、電話、Zoomによる相談も実施しています。  
ご本人の希望に応じ相談形体を決めています。

ご家族からは、最初はメールや電話でのご相談が多くみられます。その後必要に応じ、担任も含めた相談へ繋げる場合もあります。その際、対面相談だけでなく、ご家族の事情に合わせ、Zoomによるご相談も実施しております。

## 【コロナ対策について】

- ①学生相談室では、現在も換気に留意をしています。
- ②体調の悪い方には来室時ご相談を頂く事もあります。
- ③マスクの着用については任意となっています。



## 【学生相談室】

◇場所:K2号館 3階

◇開室:月～金曜日 9:00～17:00

※長期休暇期間も開室しています。

◇連絡:TEL:046-291-3038 E-mail:[sodan@kait.jp](mailto:sodan@kait.jp)

◇相談希望の方:メール、またはお電話でお申し込みください。

※メールでも予約ができます。返信に数日かかる場合があります。

◇スタッフ:カウンセラー(公認心理師・臨床心理士)を各曜日2名～5名配置  
メンタルヘルスアドバイザー(精神科医)を週1回(毎週火曜日)配置

# 学生サポート室（キャンパスライフ相談窓口）

困っている...ちょっと迷っている...ちょっとわからない...

「学生サポート室」は、学生のみなさんが、より充実した大学生活が過ごせるように、学修面・生活面のアドバイスを通じて学生生活をサポートしています。

大学生活は、自ら学び、自ら考え、自ら行動する主体性が求められますが、すべての人が理想通りに行動ができるとは限りません。大学生活の中で解決できずに困っていることや、直面するさまざまな悩みについて気軽に相談してください。

## 学生のみなさん

- 大学に行かなくてはならないと思いつつも足が向かないことはありませんか？
- 課題の提出期限や勉強のスケジュール管理に苦労していませんか？
- 成績不振で悩んでいませんか？
- その他、ちょっと困っている事、なんでも相談を受け付けています。

## 保証人（保護者）のみなさん

- お子さんと連絡は取れていますか？
- お子さんが何か悩みを抱えている様子はないですか？
- その他お子さんに関する心配ごとの相談を受け付けています。

## 《支援方法と支援内容》

- 担任の先生、保証人、他部署、他機関と連携して、学生を個別またはチームで支援します。
- 相談の内容に応じて、もっともふさわしい部署を案内します。  
＜学生相談室、基礎教育支援センター、KAITピア、学生課、教務課など＞
- 多欠席学生、成績不振学生に対する生活や学習に関するアドバイスをします。
- 学生の「主体的な学び」の方法、スタイルと一緒に考え支援します。  
＜授業プリント、課題、レポートなどの管理、作成と提出におけたスケジュール管理＞
- 支援する学生の出欠状況や単位修得状況を把握し、連絡をとりながら単位修得につなげます。
- 障害学生支援における合理的配慮やサポートにおけたコーディネートを行います。  
＜個々のニーズに応じた合理的配慮申請に係る事務手続き＞  
＜面接による自立と成長を促す直接的な支援＞
- メール、電話、面談による相談を行っています。

## 《連絡先》

場所: K2号館 3階 1305

開室: 月～金曜日 9時～17時

電話番号 046-291-3106 E-mail: support@kait.jp (アットマークを半角にしてお送りください)

スタッフ: 田島 勉・関野 浩子・鈴木 正一・森 加津子

土井 裕一郎(臨床心理士・公認心理士)

※障害により学生生活を送る上で、支援が必要な方は、学生サポート室をお訪ねください。

# 健康管理室

キャンパス内でケガや病気になったときの応急処置や健康相談を行っています。症状によっては外部医療機関を紹介しています。又、学校医による健康相談や医療機関への受診相談なども実施しています。

## ◇健康診断

学校保健安全法により毎年必ず受診することが義務づけられています。

○実施時期：1月または2月→次年度卒業予定者（学部・大学院）就職活動用健康診断  
4月→1年生～3年生、大学院生

具体的な日程は適宜ご案内します。健康診断結果は定期健康診断受診者のみ発行します。当日やおを得ない事情で受診できなかった場合は健康管理室に連絡してください。

## ◇学校保健安全法に定められている感染症に罹った場合

感染症ごとに出席停止期間等が決められています。医療機関でインフルエンザ、麻疹、風疹などの診断を受けた際は速やかに学生課に連絡してください。

## ◇ひとり暮らしの方へ※

病気になった場合に備えて、日頃から家族・友人はもちろんのこと、近郊の親戚などにも連絡がとれるようにしておきましょう。健康保険被保険者証は常に携帯し、自宅には救急箱（体温計、風邪薬などの常備薬）の備えをしておきましょう。

※健康管理室では法令により市販薬の取り扱いはしておりません。

## ◇健康管理室について

○場所:K2号館1階 キャリア就職課となり

○開設時間:月曜日~土曜日 9:00~17:00 (昼休み 11:40~12:30)  
看護師2名体制

○校医相談:毎週金曜日 14:00~16:00

○TEL:046-291-3037 E-mail:[kenkou@kait.jp](mailto:kenkou@kait.jp)

## 3.最後に

### ① 自立に向けて

**規則正しい日常生活の確立、維持が充実した  
学生生活の鍵。**

保証人(保護者)の皆様をお願いしたいこと。

- 学生が自立する機会を奪い、学生の意欲を削ぐ「お膳立て症候群」に陥っていませんか？
- 良きサポーター (supporter) として学生を応援し、そして時には良きコーチ (coach) として学生能力を伸ばし導いてください。

## ② 後援会について 「神奈川工科大学後援会」のご案内

保護者の皆様との協働（協同）で自立した大人への成長を支援  
充実した「正課」・「正課外」の活動で、社会を生き抜く力を養成する。

後援会は、学生の福利厚生に関する助成、学生の課外活動に関する助成、および大学の教育研究活動の後援等を目的に在学生の全父母により組織されています。

（主な事業）

- 研究助成：学生が学会で発表した場合に発生する経費の補助
- 刊行物助成：図書館で閲覧できる主要地方新聞の購読費助成
- クラブ活動助成：各クラブ活動における年間予算の助成
- 特別活動助成：神奈川県央三大学定期対抗戦の助成 など
- その他の助成：学位記カバー費用、卒業祝賀会主催 など

※後援会総会：例年11月上旬に開催

※後援会役員を募集します。ご関心をお持ちの方は、学生課までご連絡ください。

学生生活を通じて、学生が自立（自律）できるよう、ご家庭と大学と協働で支援して参りましょう。

ご視聴ありがとうございました。